

焼却灰運搬業務委託仕様書

1. 件 名 焼却灰運搬業務委託
2. 契約概要 エネルギー回収型廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）から出る焼却灰を、山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「発注者」という。）が貸与する車両を受託者が運転し、大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地へ運ぶ作業
3. 業務場所 天理市岩屋町 459 番 2
4. 契約期間 （自）契約締結日 ～ （至）令和12年 3 月31日
5. 運搬期間 （自）令和 7 年 5 月 1 日 ～ （至）令和12年 3 月31日
6. 搬出物の種類及び搬出回数
焼却灰（主灰及び飛灰） 3 回（往復）× 2 台/日
年 度 運搬回数
・令和 7 年度 814回
・令和 8 年度 917回
・令和 9 年度 917回
・令和10年度 917回
・令和11年度 917回
① 契約後の業務量を保証するものではない。あくまで入札金額を見積る際の参考にすること。
② 1 日あたり10トン車両 2 台で最大で 6 回（1 台あたり最大 3 回）の搬送となるが、本施設の稼働状況や下記 7 に記載の搬入先施設の受入れ状況等によって搬送回数が変動する場合がある。
7. 搬入先（指定場所）
大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「センター」という。）
堺基地（住所：大阪府堺市西区築港新町 4 丁 4 番）
※ ただし、センターからの指示により搬入先が変更となる場合は、当該指示に従うこと。

8. 搬入経路

搬入経路（往路）については次の経路を指定する。また復路は搬入経路（往路）の逆の経路を指定する。（R4.12 改定堺基地廃棄物搬入要領）

（出発地）本施設 → 天理東（名阪国道） → 天理（西名阪自動車道） → 三宅JCT（阪神高速大和川線） → 三宝JCT（阪神高速4号湾岸線） → 出島IC → 大阪臨海線 → 堺市道臨海1号線 → センター堺基地（到着地）

※ 搬入経路については、最新の堺基地廃棄物搬入要領を参照し、上記に変更が生じた場合は発注者に報告の上、対応すること。なお、往路も復路も有料道路等を使用していることの確認のため、調査若しくは必要な報告を求めることがある。

9. 委託料の支払方法

- ① 受託者は、毎月の業務完了後、入札書に記入した金額を月割りした金額に消費税を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、切捨てするものとする）を請求するものとする。
入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額とする。
- ② 受託者は、毎月の委託業務を完了したときは、当該月の業務完了報告書、センターの計量伝票及び請求書を発注者に提出すること。

10. 運搬車両

原則として運搬業務には発注者が貸与する車両（焼却灰運搬車両の使用条件等仕様書参照）を使用するものとする。ただし、故障、定期点検整備、継続検査等により代替運搬車両（以下「代車」という。）を使用する場合の基準は次のとおりとする。

- ① 代車は、受託者が手配すること。ただし、費用等については協議によることとする。
- ② 代車は、施設の運営に支障をきたさないよう、手配しなければならない。
- ③ 代車は、発注者が貸与する車両と同等のもので本施設で積込が可能なものであること。
- ④ 代車は、センターが示す堺基地廃棄物搬入要領の基準を満たす車両であること。
- ⑤ 代車の「空車重量計量票」は、事前にセンター指定の基地で受託者が発行を受けること。
- ⑥ 代車は、上記6記載の搬出物の運搬車両として発注者が改めてセンタ

一へ登録するため、受託者はその登録に係る必要資料（自動車検査証の写し、センター発行の空車重量計量票、車両の写真（前面、背面、後面）、変更届出書等）を発注者へ提供すること。

- ⑦ 代車は、汚水等が流出しない構造である等発注者が貸与する車両と同等の仕様を有するものとする。
- ⑧ 代車は、自動車排出ガス規制に係る法令を遵守するものとし、可能な限り低公害車を使用すること。
- ⑨ 上記規定に違反し、受託者の責に帰すべき事由において代車の手配が出来ない場合、当該期間中に発注者が受けた損害はすべて受託者が負担するものとする。その場合において、受託者は発注者が行う事実確認の調査等に誠実に協力すること。

11. 業務従事者

- ① 運転手の業務に従事する者（以下「運転業務者」という。）は、大型自動車第一種運転免許を有すること。
- ② 受託者は、運転業務者が保有する業務資格がわかる資料とともにあらかじめ文書により発注者に届け出、発注者の承認を受けなければならない。変更する場合も同様とする。
- ③ 受託者は、運転業務者に対して、業務従事前には毎回、アルコール類を飲用していないこと及び免許停止・取消等の処分を受けていないことを確認し、記録を行うこと。
- ④ 受託者は、毎年定期的に運転業務者の健康状態を確認するとともに、業務従事時には、運転業務者の健康状態に留意し、当業務遂行に支障があると判断された場合には、代替の運転業務者を手配すること。
- ⑤ 受託者は、運転業務者の労務管理にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。

12. 焼却灰の積込み

- ① 受託者は、焼却灰について主灰（燃えがら）と飛灰（ばいじん）を混載せず別々に積載し、運搬するものとする。
- ② 焼却灰の積込み開始から積込み終了まで、受託者は運転業務者を立ち合わせるものとする。なお、車両の移動のみ実施する場合でも受託者（運転業務者）は立ち会うものとする。
- ③ 焼却灰の積込みのための車両移動における受託者の過失に起因する車両の損傷については、発注者は一切の責任を負わないものとする。

- ④ 受託者（運転業務者）は、焼却灰の積込後、発注者が指定する計量機で計量を行い、正味重量の確認を行うものとする。
- ⑤ 焼却灰の積込時間は、午前7時30分から午後5時00分とする。
ただし、焼却施設の運転状況により上記時間外であっても焼却灰の積込みを行うことがあり、受託者（運転業務者）はこれに応じるものとする。
- ⑥ 積込量（運搬量）は、発注者の指示によるものとする。また、その積込量の多少による委託料の差について発注者は補填しない。なお、焼却施設の運転状況により、1トン程度でも搬出を行う場合がある。
- ⑦ 積込み完了後、受託者（運転業務者）はその責任において車両の異常等を確認し、焼却灰等の飛散防止に努めなければならない。

13. 運搬日・時間及び運搬日数等について

- ① 運搬業務は、発注者が作成する計画表に基づき行うものとする。
なお、原則運搬日は平日とするが、土日祝日に運搬する場合もある。
発注者の操業状況及びセンターの受入状況により運搬量及び回数が計画表から変動する場合は、発注者の指示に従うこと。
- ② 受託者は、運搬日時等の指定をすることはできない。
- ③ センター入退出時間は午前9時00分から午後4時30分までとする。
- ④ 本施設の敷地内運行については、徐行運転に努め、発注者から指示があればそれに従うこと。

14. 運行及びセンターへの運搬について

- ① 焼却灰の運搬に係る交通費（通行料）及び燃料費は発注者の負担とし、その他費用一切については受託者の負担とする。
- ② 発注者から連絡を受けて緊急に他の基地へ焼却灰を運搬する場合及び、センターからの依頼により、他の基地へ運搬先を変更する場合の運搬に関する諸費用（通行料を除く）は、発注者と協議によることとする。
- ③ 施設の故障等により本施設でごみ受け入れができない場合、近隣自治体のごみ焼却施設で処理を依頼することがある。その施設から搬出される焼却灰について、センターまでの運搬に要する費用（通行料を除く）は協議によることとする。
- ④ 本施設の敷地内外を問わず、搬出物等積載物が落下した時は、直ちに回収し、清掃すること。
- ⑤ センターの基地に搬入する際は、センターが指定したステッカーを運

搬車両の指定された場所に常時付けること。

- ⑥ 運搬車両は、上記 8 で指定した搬入経路を通行すること。
- ⑦ 運搬車両は、道路交通法、その他法令を遵守すること。
- ⑧ 運搬車両は、常に整備及びタイヤ・ボディの洗浄を行うこと。
- ⑨ 搬入の際は、センターが発行する「搬入車証」を必ず受付で提示すること。
- ⑩ センターの職員の指示を厳守し、「車止め」に注意して、自ら投入すること。また、センターの職員より別段の指示があった場合はその指示に従い、速やかに発注者に連絡するとともに、その指示に従うこと。
- ⑪ その他詳細事項については、センターが策定する最新の「堺基地廃棄物搬入要領」を遵守して行うこと。

15. その他

- ① 受託者は、委託業務の処理の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは、請け負わせてはならない。
- ② 受託者の過失により、発注者の施設及び設備等を破損した場合は、速やかに発注者に報告し、受託者の責任において原状回復すること。その際、発生する費用一切については受託者の負担とする。
- ③ 運搬中の交通事故等の委託業務の遂行に関して発生した損害を補償するために生じた費用一切は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が受託者の責に帰さない事由により生じたものについてはこの限りではない。
- ④ 委託業務で使用した貸与車両以外の機材については、受託者の責任において適切に譲渡又は処分等を行うとともに、発注者はその機材の譲受及び処分等に係る費用の補償は一切行わないものとする。
- ⑤ 委託業務において、作業上必要に応じ保護具を着用する等安全対策を講じること。
- ⑥ 受託者は、契約締結日から令和 7 年 4 月 30 日までの間に、搬入経路の確認及び諸手続き等を行うこと。また、その際にかかる経費は受託者の負担とすること。
- ⑦ この仕様書に定めのない事項等について疑義が生じた場合は、発注者受託者の両者による協議で定めるものとする。